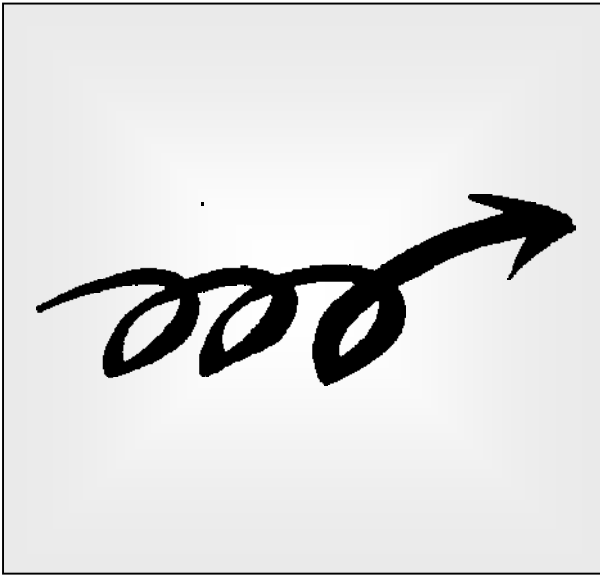


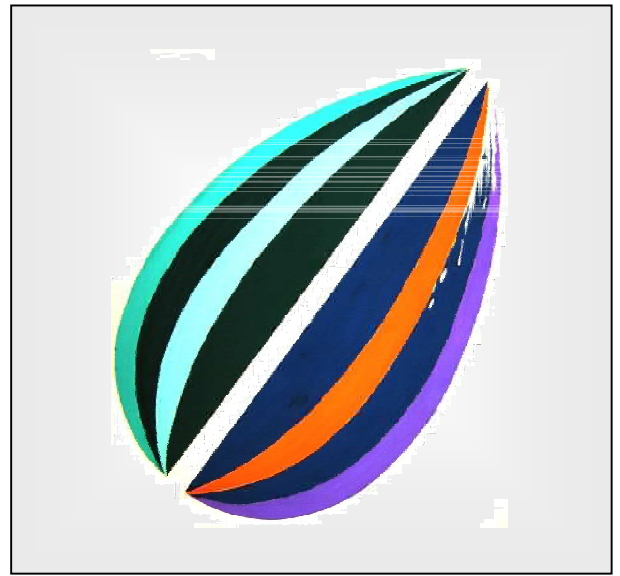
令和8年度

## 豊田市区長会 第3回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和8年5月27日（水） 14：00～

場 所 市役所 南庁舎5階 南51会議室

# 次 第

【司会 関口副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

## 1 豊田市民の誓い唱和

清水会計

## 2 会長 挨拶

## 3 豊田警察署 報告・説明

ページ

|   |                     |                                     |   |    |
|---|---------------------|-------------------------------------|---|----|
| 1 | 犯罪発生状況・交通事故発生状況について |                                     | — | 別紙 |
|   | 報告内容                | ・別紙のとおりです。                          |   |    |
| 2 | 警察署と地区区長会との連携について   |                                     | — | 別紙 |
|   | 依頼内容                | ・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。 |   |    |

## 4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

|   |                        |                              |   |    |
|---|------------------------|------------------------------|---|----|
| 1 | 役員会・総務委員会合同研修会について     |                              | — | —  |
|   | 報告内容                   | ・7月9日(木)実施 ※視察先が決定次第ご連絡いたします |   |    |
| 2 | 豊田市区長会総会の開催結果について      |                              | — | 1  |
|   | 報告内容                   | ・別紙のとおりです。                   |   |    |
| 3 | 組長袋の作製について             |                              | — | 2  |
|   | 報告内容                   | ・別紙のとおりです。                   |   |    |
| 4 | 地区区長会運営費及び費用弁償の支払いについて |                              | — | 別紙 |
|   | 報告内容                   | ・別紙のとおりです。                   |   |    |
| 5 | デジタル化の推進（アプリの導入 について）  |                              | — | 別紙 |
|   | 協議内容                   | ・別紙のとおりです。                   |   |    |

## 5 共済会運営委員会 報告事項


ページ

|   |                |  |   |   |
|---|----------------|--|---|---|
| 1 | 今期見舞金の支給状況について |  | — | 5 |
|   | 報告内容           | ・状況は別紙のとおりです。<br>・事故報告書等は早めに提出をお願いします。<br>※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。 |   |   |

## 6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

### 資料番号

|   |  |                        |
|---|--|------------------------|
| 豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い                         |  | 豊田市身障協会                |
| 1   | <p>依頼内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身障協会福祉事業回覧にご協力をお願いします。</li> <li>・回覧文書等は担当者が直接自治区へ持参します。</li> </ul> <p>【連絡先】豊田市身障協会（電話：31-2941）</p>   | <b>各自治区へ<br/>直接持参</b>  |
| 「とよた市民福祉大学（11期）」受講者決定報告について（情報提供・依頼）      |  | 社会福祉協議会                |
| 2   | <p>報告内容</p> <p>「とよた市民福祉大学（第11期）」の受講者を決定したことを報告いたします。 修了生の情報提供を行います。</p> <p>【連絡先】つながり応援課<br/>電話：31-1294、FAX：33-2346<br/>メール：vc@toyota-shakyo.jp</p>   | —                      |
| 人権擁護委員候補者の推薦について                          |  | 市民相談課                  |
| 3   | <p>依頼内容</p> <p>人権擁護委員候補者の地元推薦について、該当の地区区長会長にご協力をお願いいたします。</p> <p>【連絡先】市民相談課（電話：34-6626 FAX：31-8252）</p>  | —                      |
| 愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について |  | 交通安全防犯課                |
| 4   | <p>依頼内容</p> <p>愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日頃地域の交通事故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰を行っている。各自治区長に候補者の推薦依頼をするため、地区区長会長様に推薦のとりまとめをお願いする。</p> <p>【連絡先】交通安全防犯課<br/>電話：34-6633、FAX：32-3794<br/>メール：signal@city.toyota.aichi.jp</p> | <b>区長便</b>             |
| 野生動物相談窓口の開設について                           |  | 農業振興課                  |
| 5   | <p>情報提供</p> <p>・野生鳥獣等について、相談先が分からない市民の方に向けて「野生動物相談窓口」を開設いたします。</p> <p>【連絡先】農業振興課<br/>電話：34-6785、FAX：33-8149<br/>メール：nougyou@city.toyota.aichi.jp</p>   | <b>地区区長会で<br/>個別説明</b> |
| 新しい防災気象情報に係る回覧依頼について                      |  | 防災対策課                  |
| 6   | <p>依頼内容</p> <p>・令和8年5月29日から気象庁等が発表する防災気象情報が変わります。変更内容や避難行動について、広く住民に周知するため回覧をお願いします。</p> <p>【連絡先】防災対策課<br/>電話：34-6750、FAX：34-6048<br/>メール：bousai@city.toyota.aichi.jp</p>  | <b>区長便</b>             |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 指定ごみ袋のあっせんの一時停止（調整）について   | 清掃業務課   |
| 7 | <p>情報提供</p> <p>指定ごみ袋について、自治区あっせんを行っていただいています<br/>が、例年のあっせん量を大きく超えてしまっているため、あっせん<br/>の受付を一時停止するとともに、納入時期及び納入量を調整させて<br/>いただきます。<br/>【連絡先】清掃業務課<br/>電話：71-3003、FAX：71-3000<br/>メール：seisouyoumu@city.toyota.aichi.jp</p> |  |

7 6月区长便のお知らせ

．．． 6

8 その他

**【第4回役員会】6月24日（水） 14：00～ 豊田市役所 南庁舎5階 51会議室**

## 令和8年度 豊田市区長会総会の開催結果について

- 1 日 時 令和8年5月9日（土） 10時30分～11時45分
- 2 会 場 豊田市民文化会館 小ホール
- 3 出席状況 会員総数296名中 280名  
（出席者212名、委任状68名）
- 4 来 賓 豊田市長 太田 稔彦 様  
豊田市議会議長 北川 敏崇 様  
豊田警察署長 内藤 一昭 様  
足助警察署長 川口 治 様  
社会福祉協議会会長 安田 明弘 様
- 5 議 事 (1) 議長の選出 上郷地区 国江自治区 岩瀬 勝好 区長  
(2) 議案の審議結果  
第1号議案～第10号議案まで原案どおり承認
- 6 質 問 等

|       | 質問等   | 総会での回答   |
|-------|---|--|
| 第8号議案 | 収入の部の豊田市補助金について、自治区支援アプリの導入費用として120万円増額しているものと推測するが、支出には記載がない。支出についても自治区支援アプリの導入費用を見込むのであれば、どのような形で使われるのかを説明いただきたい。 | 令和7年度に区長会総務委員会で検討した推奨アプリを、役員会で試行導入するためにかかる費用への支援として豊田市補助金が増額となっている。<br>推奨アプリは、役員会での試行導入、導入自治体への視察等を踏まえ、本契約の可否を判断し、本格導入後は各自治区へ展開することを考えている。 |

区長会役員 各位

## 組長袋の作製について

区長会事務局

このことについて、下記のとおり作製を予定しておりますのでご承知おきください。

### 記

1 作成数 必要自治区数×組数分（最大10,000枚）

2 スケジュール（案）

| 時期    | 実施内容                  |
|-------|-----------------------|
| 6月役員会 | 情報提供                  |
| 6月区長便 | 組長袋 要・不要調査（不要の場合のみ連絡） |
| 7月    | 発注                    |
| 11月   | 各支所に納品後、各自治区へ配布       |

3 配布方法 作製した組長袋は地区ごとに分け、各支所に納品  
各支所担当者と地区区長会にて相談の上、各自治区へ配布

4 その他 袋の仕様等についてご意見がありましたらお知らせください。  
余剰金の金額次第で、回覧板を追加購入します。

#### 【参考】＜経緯：平成21年8月5日区長会役員会＞

袋の耐用年数を3～5年と考え作成する。ただし、その時点の区長会予算を考慮しながら作成する。今後経常的に費用負担が発生するため、できる限り安価に抑えられるよう組長袋を破損又は紛失した場合でも追加の配布（不良品を除く）は行わない。

⇒組長袋 最終作成：令和3年

#### ＜豊田市区長会共済会会則＞16条4項

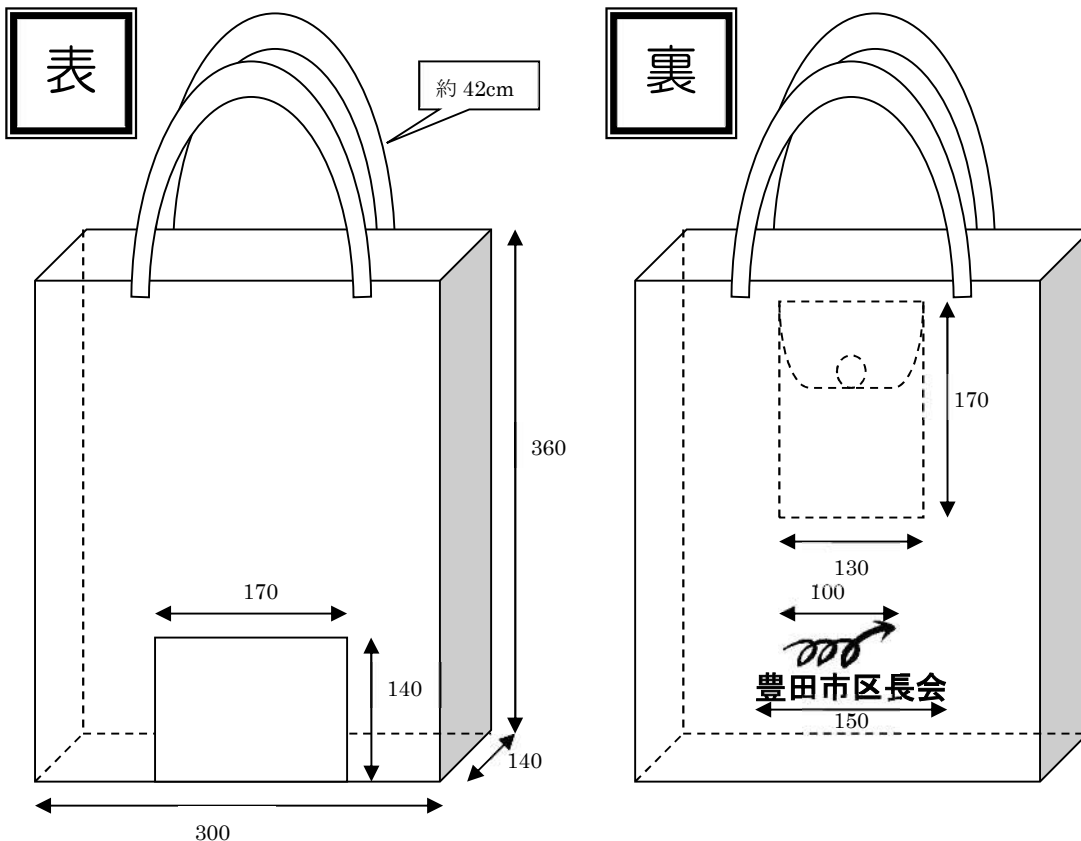
4 余剰金については、住民自治の振興による会員の福利厚生に活用できるものとする。ただし、この場合の限度額は原則として毎年度の会費収入見込額の1/4以内とし、それを上回る場合は準備金会計に積み立てることができる。

令和8年度会費見込み額 14,614,400円  
の4分の1⇒ 3,653,600円

組長袋10,000枚：3,158,100円（前回実績・消費税10%計算時）

## 自治区組長用袋 仕様 (前回実績：1枚当たり約350円)

| 項目 | 内容  |
|----|---|
| 体裁 | 材質：ポリエステル製 (PVC コーティングなど防水機能があること)<br>寸法：W300×D140×H360<br>手提げ用紐部分の長さ約42センチ<br>表面：ビニールポケット (タテ40×ヨコ170) 縫付<br>裏面：「豊田市区長会」(ヨコ150、白、ゴシック体)<br>区長会マーク (ヨコ100、白)<br>内側ポケット：ポリエステル製 (文字入れ側の面に縫付、ふたつき)<br>(タテ170×ヨコ130) |
| 色  | 緑色  |
| 納期 | 発注から約3ヶ月程度  |
| 数量 | 10,000枚 (本庁及び11支所へ納品)   |



令和8年6月3日

〇〇自治区長 各位

**組長袋の配布について**

区長会事務局

各自治区で活用されている組長袋について、袋の耐用年数を3～5年と考え、5年に1度作製しております。（平成21年8月役員会決定）

つきましては、下記のとおり作製しますので、不要な場合は6月17日（水）までに下記FAXまたはメールにてお知らせください。

## 記

**1 配布スケジュール（予定）**

| 時期  | 実施内容                                     |
|-----|--|
| 7月  | 契約                                       |
| 11月 | 各支所に納品後、各自治区へ配布<br>(配布方法は各支所担当者にご相談ください) |

**2 仕様**

材 質：ポリエステル製（PVCコーティングなど防水機能があること）

寸 法：W300×D140×H360 手提げ用紐部分の長さ約42センチ

色 ：緑色

その他：表面ビニールポケット縫付、内側ふた付きポケット縫付

**3 配布予定数**

貴自治区には●枚の組長袋を配布予定です。

## 《連絡先》

豊田市区長会事務局

（豊田市役所地域交流課内）

Tel 34-6629

Fax 35-4745

Mail chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp

## 第 3 回 運 営 委 員 会

### 1 見舞金の支給について

| 該 当 期 間            | 今期支給状況 |         | 前年同期状況 |        |
|--------------------|--------|---------|--------|--------|
|                    | 件数     | 支給額（円）  | 件数     | 支給額（円） |
| 5 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 3      | 111,000 | 3      | 64,000 |
| 4 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 7      | 723,000 | 3      | 64,000 |
| 1 件あたりの平均支給額       | —      | 103,286 | —      | 21,333 |

### 2 5月の見舞金支給の内容

| No. | 自治区名等  | 見舞金額（円） | 行事名等        | 傷害の内容等    | 発 生 状 況                             |
|-----|--------|---------|-------------|-----------|-------------------------------------|
| 1   | 保見ヶ丘六区 | 34,000  | 老人会リサイクル回収  | テニス肘      | 雑誌の束を放り投げた時、左肘から手首にかけて激痛が走り負傷       |
| 2   | 高美町    | 51,000  | 自治区コミュニティ会議 | 右鎖骨骨折     | 側溝のグレージングに足が引っ掛かり転倒。その際に右肩を路面に強打し負傷 |
| 3   | 寺 部    | 26,000  | 安全・安心パトロール  | 右環指創傷・指骨折 | パトロール中、足がもつれて転倒し手を突いたため負傷           |

### 3 賠償金の支給について

| 該 当 期 間            | 今期支給状況 |        | 前年同期状況 |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 件数     | 支給額（円） | 件数     | 支給額（円） |
| 5 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 4 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 0      | 0      | 0      | 0      |

#### 《自治区活動事故報告書について》

- \* 「事故報告書(損害補償金用)」(様式第2号)と写真(破損個所と車のナンバー入り)・見積・車検証のコピー・管理下中事故証明書を添えてすみやかに提出してください。

#### 《共済会事故報告書について》

- \* 「事故報告書」(様式第2号)は、原則として事故発生後5日以内に提出してください。
- \* 疾病、内疾患(熱中症・貧血・立ち眩み等)が原因でお怪我をされても、対象となりません。
- \* 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。(提出が遅れた場合も同じです)

環境美化等での草刈り機を使用する場合は、周囲の人や車などから、15m以上離れ、物損事故や人身事故が起きないように十分注意して作業をしてください。また、暑い時期での作業は、飲み物を各自で用意をして水分補給をするよう 注意を促し、適宜休憩をとりながら実施してください。

# 6月区長便送付文書一覧

※[区長会ホームページ](https://www.toyota-kuchokai.org) (https://www.toyota-kuchokai.org) でも、資料を掲載しています。

| No.         | 文 書 名                                     | 担当課          | 電話                 | 種類 | 送付先  |
|-------------|---|--------------|--------------------|----|------|
| 1           | 夏の交通安全市民運動実施他                             | 交通安全防犯課      | 34-6633            | 配付 | 全自治区 |
| 2           | 豊田市区長会総会の開催結果                             | 豊田市区長会       | 34-6629            | 配付 | 全自治区 |
| 3           | 組長袋の配付                                    | 豊田市区長会       | 34-6629            | 配付 | 全自治区 |
| 4           | 令和8年度豊田市区長会・豊田市区長会共済会会費の領収書               | 豊田市区長会       | 34-6629            | 配付 | 全自治区 |
| 5           | 補助金を活用して防犯カメラを設置しませんか                     | 交通安全防犯課      | 34-6633            | 通知 | 全自治区 |
| 6           | 令和8年度 道路・河川愛護会作業実施報告について（お願い）             | 道路維持課<br>河川課 | 34-6645<br>34-6672 | 依頼 | 全自治区 |
| 7           | 愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について | 交通安全防犯課      | 34-6633            | 依頼 | 全自治区 |
| 8           | 指定ごみ袋のあっせんの一時停止（調整）について                   | 清掃業務課        | 71-3003            | 通知 | 全自治区 |
| 回<br>覧<br>1 | 新しい防災気象情報に係る回覧依頼について                      | 防災対策課        | 34-6750            | 回覧 | 全自治区 |

区長便等の配達先の変更は、配達員ではなく下記連絡先までご連絡ください。

※配達員では配達先の変更についてお伺いすることはできません。

・区長便：[地域交流課](tel:34-6629)（TEL：34-6629） ・広報とよた：[広報課](tel:34-6604)（TEL：34-6604）

\* 区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので、配達員への手渡し、区長便箱にお入れいただくか、お近くの支所へお持ちください。（提出物などを入れたいようお願いします。）

\* 回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域交流課へご連絡ください。

【地域交流課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745  
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp

# Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」

A series of horizontal dashed lines for writing.



# 豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州しちしゅうをのぞむ美しい山河うつくさんがにかこまれ、  
輝かしい衣かがやの里ころもの歴史さとと伝統れきしをうけつぎながら、  
明日あすに向かってむ伸びゆく豊田市のの市民とよたしです。  
しみん

- 1 緑みどりをはぐくみ、川かわを大切たいせつにして、  
豊かな自然ゆた しぜんを愛あいしましょう。
- 1 スポーツしたに親しみ、教養きょうようを高たかめて、  
文化ぶんかの向上こうじょうにつとめましょう。
- 1 元気で働げんきき、若い力わかをそだてて、  
幸せしあわな家庭かていをつくりましょう。
- 1 互たがいに助けあい、心たすの輪ころをひろげて、  
あたたかい町まちをつくりましょう。
- 1 いのちを尊とうとび、きまりをまも守って、  
住すみよい社会しゃかいをつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)  
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。



# 地域安全情報

令和8年

6 June

## お風呂や着替え

### のぞかれない対策を!

気温が上がり、窓を開ける機会が増えてきました。そんな時期には**のぞきに注意**!! 対策をして被害を防ぎましょう。



#### 【家の環境対策】

- \* 入浴時 必ず施錠する
- \* 脱衣場 カーテンやブラインドの活用
- \* 窓の外に 足場となる脚立等を 置かない

#### 【犯人を寄せ付けない対策】

- \* 防犯カメラ
- \* センサーライト
- \* 防犯砂利



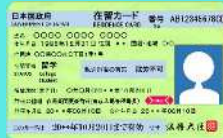
## 不法就労・不法滞在防止にご協力を!

旅券、在留カード、就労資格証明書をコピーではなく現物で確認しましょう!



外国人を雇用する際は

- \* **在留資格**
- \* **在留期間**
- \* **就労制限の有無**
- \* **資格外活動許可の有無**
- \* **許可された活動内容**を確認しましょう



日本に滞在する外国人には、**身分証**の携帯義務があります ※出入国管理及び難民認定法第23条



不法就労者だと知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります

豊田警察署HP → 地域安全情報などを掲載しています



愛知県警 採用HP → 警察官・警察職員の採用情報はここから



愛知県豊田警察署 AICHI POLICE



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

# 地域安全対策ニュース

NO. 22

令和8年5月14日



愛知県警察本部  
生活安全総務課

## 令和8年4月末(暫定値)犯罪発生状況

|                | 刑法犯<br>総数 | 侵入盗                            | 主な侵入盗手口     |                   |             | 自動車盗          | 自転車盗        | 性犯罪                            |  |                   |  |
|----------------|-----------|--------------------------------|-------------|-------------------|-------------|---------------|-------------|--------------------------------|--|-------------------|--|
|                |           |                                | 住宅対象<br>侵入盗 | 事務所荒し             | 出店荒し        |               |             |                                |  |                   |  |
| 認知件数<br>(件)    | 19,372    | 920                            | 402         | 52                | 122         | 204           | 4,232       | 305                            |  |                   |  |
| 増減(件)          | +2,431    | -117                           | -32         | -19               | -9          | -239          | +690        | +79                            |  |                   |  |
| 増減比(%)         | +14.3%    | -11.3%                         | -7.4%       | -26.8%            | -6.9%       | -54.0%        | +19.5%      | +35.0%                         |  |                   |  |
| 特殊詐欺<br>(認知件数) |           | SNS型投資・<br>ロマンス詐欺<br>を含まない特殊詐欺 |             | SNS型投資・<br>ロマンス詐欺 |             | 特殊詐欺<br>(被害額) |             | SNS型投資・<br>ロマンス詐欺<br>を含まない特殊詐欺 |  | SNS型投資・<br>ロマンス詐欺 |  |
| 認知件数<br>(件)    | 1,552     | 840                            | 712         | 被害額<br>(円)        | 約133億4,329万 | 約48億9,869万    | 約84億4,460万  |                                |  |                   |  |
| 増減(件)          | +705      | +292                           | +413        | 増減(円)             | +約78億2,109万 | +約28億6,441万   | +約49億5,667万 |                                |  |                   |  |
| 増減比(%)         | +83.2%    | +53.3%                         | +138.1%     | 増減比(%)            | +141.6%     | +140.8%       | +142.1%     |                                |  |                   |  |

※令和8年4月から、SNS型投資、ロマンス詐欺を特殊詐欺の一手口として位置づけ。

※性犯罪は不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の合計 ※増減・増減比は前年同期比

※特殊詐欺は組織犯罪特別捜査課による集計 ※被害額はキャッシュカード手渡し型被害による事後引き出し額を含む(千円以下切捨)



### Topics

## 自転車盗が多発！！



令和8年4月末(暫定値)の自転車盗の認知件数は、4,232件(前年同期比+690件、+19.5%)となっており、昨年を大幅に上回るペースで発生しています。

鍵を掛けることで多くの被害を防止できるため、必ず鍵を掛けましょう！！

### 鍵掛けは防犯の基本

- ★ツーロック(複数施錠)
- ★いつでも、どこでも、鍵掛け

### 被害発生場所

- 1位 共同住宅
- 2位 店舗や会社
- 3位 駅

## 6月豊田市地区区長会日程表

| 番号 | 自治区 | 開催日   | 曜日 | 時間    | 場所  | 交番・駐在 | 係   |
|----|-----|-------|----|-------|-----|-------|-----|
| 1  | 崇化館 | 6月10日 | 水  | 13:30 | 交流館 | 駅前    | 3   |
| 2  | 梅坪台 | 6月9日  | 火  | 17:00 | 交流館 | 梅坪    | 2   |
| 3  | 浄水  | 6月6日  | 土  | 9:30  | 交流館 | 保見    | 2   |
| 4  | 朝日丘 | 6月3日  | 水  | 10:00 | 交流館 | 朝日丘   | 2   |
| 5  | 逢妻  | 6月11日 | 木  | 19:00 | 交流館 | 宮口    | 駐在  |
| 6  | 高橋  | 6月9日  | 火  | 19:00 | 交流館 | 高橋    | 2   |
| 7  | 美里  | 6月14日 | 日  | 14:30 | 交流館 | 御立    | 1   |
| 8  | 益富  | 6月7日  | 日  | 16:00 | 交流館 | 益富    | 3   |
| 9  | 豊南  | 6月3日  | 水  | 17:00 | 交流館 | 豊田    | 2   |
| 10 | 末野原 | 6月10日 | 水  | 18:00 | 交流館 | 末野原   | 3   |
| 11 | 上郷  | 6月5日  | 金  | 18:30 | 交流館 | 上郷    | 1   |
| 12 | 竜神  | 6月10日 | 水  | 17:30 | 交流館 | 土橋    | 3   |
| 13 | 若林  | 5月29日 | 金  | 17:00 | 交流館 | 若林    | 3   |
| 14 | 前林  | 6月12日 | 金  | 18:30 | 交流館 | 高岡    | 2   |
| 15 | 若園  | 6月26日 | 金  | 13:30 | 交流館 | 若林    | 1   |
| 16 | 猿投台 | 6月12日 | 金  | 18:00 | 交流館 | 猿投台   | 2   |
| 17 | 井郷  | 6月3日  | 水  | 10:00 | 交流館 | 猿投台   | 2   |
| 18 | 猿投  | 6月13日 | 土  | 13:00 | 交流館 | 加納    | 駐在  |
| 19 | 保見  | 6月12日 | 金  | 18:30 | 交流館 | 大畑    | 駐在  |
| 20 | 石野  | 6月4日  | 木  | 19:00 | 交流館 | 広瀬    | 駐在  |
| 21 | 松平  | 6月7日  | 日  | 18:00 | 交流館 | 王滝    | 駐在  |
| 22 | 藤岡  | 6月3日  | 水  | 19:00 | 交流館 | 藤岡    | 2   |
| 23 | 藤岡南 | 6月4日  | 木  | 18:00 | 交流館 | 藤岡    | 3   |
| 24 | 小原  | 6月5日  | 金  | 18:00 | 支所  | 大坂    | 駐在  |
| 25 | 足助  | 6月2日  | 火  | 18:30 | 支所  | 明川    | 足助署 |
| 26 | 下山  | 6月2日  | 火  | 14:00 | 交流館 | 黒坂    | 足助署 |
| 27 | 旭   | 6月2日  | 火  | 14:00 | 交流館 | 杉本    | 足助署 |
| 28 | 稲武  | 6月9日  | 火  | 19:00 | 支所  | 御所貝津  | 足助署 |

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295  
 足助警察署 地域課 地域安全担当官 早水 連絡先 0565(62)0110 内線294

令和 8 年 5 月 2 7 日

自治区長 様

とよた市民福祉大学  
学 長 安 田 明 弘  
(社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 会長)  
とよた市民福祉大学運営委員会  
委 員 長 山 村 史 子

### 「とよた市民福祉大学（第 1 1 期）」について（報告）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、「とよた市民福祉大学（第 1 1 期）」の募集について、自治区内の周知にご協力いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、受講者が決定いたしましたので、別紙のとおり人数を報告いたします。

ご承知おきくださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 事業名  
とよた市民福祉大学（第 1 1 期）

- 2 受講決定者

| コース名      | 受講決定者数 |
|-----------|--------|
| ① 福祉入門コース | 27名    |
| ② 家庭介護コース | 30名    |

- 3 その他  
第 1 0 期までの地区別の人数は、別紙をご参照ください。

- 4 連絡先  
豊田市社会福祉協議会 つながり応援課 担当：勝田・駒田  
〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1-1  
電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346  
E メール [vc@toyota-shakyo.jp](mailto:vc@toyota-shakyo.jp) 休業日 日・月曜日及び祝日

## とよた市民福祉大学の報告

第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画における、重点施策1「地域における福祉の担い手づくりと活動支援」取り組み1「地域人材の育成と活躍支援」の主な事業として「住民福祉の推進」があり、その一つの取り組みとして実施。

福祉入門コースと家庭介護コースの2コースを開講し、本会が設置する「とよた市民福祉大学運営委員会」が中心となって運営。

令和7年は71名が修了し、累積の修了は603名となる。

### 1 福祉入門コース（受講者・修了者数）

|     |        |         |     |     |     |
|-----|--------|---------|-----|-----|-----|
| 1期  | 平成28年度 | 受講者     | 48名 | 修了者 | 47名 |
| 2期  | 平成29年度 | 受講者     | 39名 | 修了者 | 37名 |
| 3期  | 平成30年度 | 受講者     | 34名 | 修了者 | 33名 |
| 4期  | 平成31年度 | 受講者     | 32名 | 修了者 | 32名 |
| 5期  | 令和2年度  | 受講者     | 13名 | 修了者 | 13名 |
| 6期  | 令和3年度  | 受講者     | 21名 | 修了者 | 20名 |
| 7期  | 令和4年度  | 受講者     | 17名 | 修了者 | 16名 |
| 8期  | 令和5年度  | 受講者     | 34名 | 修了者 | 34名 |
| 9期  | 令和6年度  | 受講者     | 31名 | 修了者 | 30名 |
| 10期 | 令和7年度  | 受講者     | 28名 | 修了者 | 28名 |
| 11期 | 令和8年度  | 受講生（予定） | 27名 |     |     |



合計 受講者324名 修了者290名

〈中学校区別修了者数〉

| 中学校 | 1～9期 | 10期 | 計  | 中学校 | 1～9期 | 10期 | 計   |
|-----|------|-----|----|-----|------|-----|-----|
| 崇化館 | 24   | 0   | 24 | 若園  | 4    | 1   | 5   |
| 梅坪台 | 9    | 4   | 13 | 猿投台 | 8    | 0   | 8   |
| 浄水  | 12   | 0   | 12 | 井郷  | 7    | 0   | 7   |
| 朝日丘 | 15   | 2   | 17 | 猿投  | 12   | 0   | 12  |
| 逢妻  | 13   | 0   | 13 | 保見  | 9    | 1   | 10  |
| 高橋  | 11   | 0   | 11 | 石野  | 2    | 0   | 2   |
| 美里  | 17   | 1   | 18 | 松平  | 16   | 0   | 16  |
| 益富  | 13   | 4   | 17 | 藤岡  | 6    | 0   | 6   |
| 豊南  | 10   | 5   | 15 | 藤岡南 | 8    | 0   | 8   |
| 末野原 | 11   | 5   | 16 | 小原  | 1    | 1   | 2   |
| 上郷  | 8    | 1   | 9  | 足助  | 2    | 0   | 2   |
| 竜神  | 11   | 0   | 11 | 下山  | 2    | 1   | 3   |
| 高岡  | 9    | 2   | 11 | 旭   | 2    | 0   | 2   |
| 前林  | 16   | 0   | 16 | 稲武  | 4    | 0   | 4   |
|     |      |     |    | 計   | 262  | 28  | 290 |

## 2 家庭介護コース（受講者・修了者数）

|     |        |      |          |     |     |
|-----|--------|------|----------|-----|-----|
| 1期  | 平成28年度 | 開校準備 |          |     |     |
| 2期  | 平成29年度 | 受講者  | 41名      | 修了者 | 41名 |
| 3期  | 平成30年度 | 受講者  | 30名      | 修了者 | 27名 |
| 4期  | 平成31年度 | 受講者  | 30名      | 修了者 | 29名 |
| 5期  | 令和2年度  | 受講者  | 21名      | 修了者 | 20名 |
| 6期  | 令和3年度  | 受講者  | 35名      | 修了者 | 33名 |
| 7期  | 令和4年度  | 受講者  | 38名      | 修了者 | 36名 |
| 8期  | 令和5年度  | 受講者  | 40名      | 修了者 | 40名 |
| 9期  | 令和6年度  | 受講者  | 45名      | 修了者 | 44名 |
| 10期 | 令和7年度  | 受講者  | 44名      | 修了者 | 43名 |
| 11期 | 令和8年度  | 受講者  | (予定) 30名 |     |     |



合計 受講者 354名 修了者 313名

〈中学校区別修了者数〉

| 中学校 | 2～9期 | 10期 | 計  |
|-----|------|-----|----|
| 崇化館 | 21   | 3   | 24 |
| 梅坪台 | 7    | 0   | 7  |
| 浄水  | 8    | 1   | 9  |
| 朝日丘 | 19   | 3   | 22 |
| 逢妻  | 13   | 3   | 16 |
| 高橋  | 18   | 1   | 19 |
| 美里  | 16   | 3   | 19 |
| 益富  | 11   | 2   | 13 |
| 豊南  | 13   | 4   | 17 |
| 末野原 | 19   | 3   | 22 |
| 上郷  | 9    | 2   | 11 |
| 竜神  | 14   | 0   | 14 |
| 高岡  | 8    | 4   | 12 |
| 前林  | 9    | 2   | 11 |

| 中学校 | 2～9期 | 10期 | 計   |
|-----|------|-----|-----|
| 若園  | 7    | 1   | 8   |
| 猿投台 | 9    | 1   | 10  |
| 井郷  | 11   | 4   | 15  |
| 猿投  | 10   | 0   | 10  |
| 保見  | 6    | 0   | 6   |
| 石野  | 2    | 1   | 3   |
| 松平  | 8    | 0   | 8   |
| 藤岡  | 5    | 2   | 7   |
| 藤岡南 | 8    | 0   | 8   |
| 小原  | 3    | 1   | 4   |
| 足助  | 8    | 1   | 9   |
| 下山  | 3    | 1   | 4   |
| 旭   | 4    | 0   | 4   |
| 稲武  | 1    | 0   | 1   |
| 計   | 270  | 43  | 313 |

### 3 修了者の動向 ※第10期修了者までの動向 注) 複数活動者あり

| 活動内容             | 人数 | 活動内容             | 人数         |
|------------------|----|------------------|------------|
| 民生委員児童委員         | 53 | 傾聴ボランティア         | 15         |
| 主任児童委員           | 6  | 学校ボランティア         | 16         |
| 地域会議委員           | 31 | ヘルスサポートリーダー      | 8          |
| 地区コミュニティ会議福祉部会   | 31 | 高齢者・介護施設従事者      | 9          |
| 高齢者クラブ           | 11 | ヘルパー             | 9          |
| 地域ふれあいサロン        | 25 | 病院ボランティア         | 3          |
| 子ども食堂・子ども支援      | 23 | ガイドヘルパー          | 2          |
| 子どもの学習支援         | 35 | 市民後見人            | 11         |
| お助け隊             | 6  | 初任者研修            | 53         |
| 災害ボランティアコーディネーター | 3  | その他、ボランティア活動(※1) | 57         |
| その他福祉業務          | 12 | <b>合計</b>        | <b>419</b> |

(※1) その他ボランティア活動：移送ボランティア、自治区のパトロール  
 スポーツボランティア など  
 アンケート回答者の70%が活動にかかわりを持たれている。

令和 8 年 5 月 2 7 日

豊田市区長会役員 様

豊田市市民相談課長 岩月 一裕

## 人権擁護委員候補者の推薦について（お願い）

日ごろは、人権啓発事業に御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、人権擁護委員候補者の地元推薦につきましては、該当の地区区長会長様  
にお願いし、候補者の推薦をいただいております。

つきましては、今年度も引き続き人権擁護委員候補者の推薦について、該当す  
る地区区長会長様に御協力をいただきたくお願い申し上げます。

## 記

- 1 令和 9 年 3 月末で任期満了を迎える地区  
・逢妻、豊南、若林、猿投台、井郷、石野地区
- 2 令和 9 年 3 月末で委員が退任する地区  
・益富地区
- 3 令和 9 年 9 月末で任期満了を迎える地区  
・浄水、朝日丘、高橋、美里、上郷、足助（2 名）、稲武地区

連絡先 市民部市民相談課（岩月、大石）  
電 話 （0 5 6 5）3 4 - 6 6 2 6

# 人権擁護委員について

## 1 人権擁護委員制度

人権擁護委員は、昭和24年6月1日施行の「人権擁護委員法」で、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため配置されました。そして、国民の基本的人権が侵されることのないように配慮し、これが侵された場合はその救済のため、すみやかに適切な処置をとることがその使命とされています。

- ・委 嘱：人格識見が高く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を、市長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱します。  
※委嘱発令日は4月1日、10月1日
- ・任 期 等：任期は3年（再任可）  
給与の支給はありませんが、活動時間等に応じて、国から実費弁償金、市から報償費をお支払いします。
- ・年齢要件：（新任候補者）68歳以下  
（再任候補者）75歳未満  
ただし、上限年齢を上回っても相当な事情があれば委嘱可能です。
- ・委員性格：民間人。民生委員など、他職との兼務も可能です。
- ・委員数：市内29名（中学校区毎に1名、足助地区のみ2名※小学校が多いため）

## 2 人権擁護委員の活動

### （1）人権相談

\* 委員が当番制で相談を受けます

|              |                  |           |
|--------------|------------------|-----------|
| 名古屋法務局豊田支局   | 月、水、金 10～16時     | 6～7回/年 程度 |
| 名古屋法務局（名古屋市） | 月～金 10～16時       | 1～2回/年 程度 |
| 市役所市民相談課     | 毎月第2・4火曜日 10～12時 | 1回/年 程度   |

※相談の中で人権侵害の申告を受けた場合は、法務局職員につないでいただきます。

### （2）啓発活動

#### 《人権教室（講座、ワークショップ）》

こども園や小中学校からの依頼を受け、出前講座（人権クイズ、DVD視聴、紙芝居等）やワークショップを行います。

#### 《人権作文コンテスト、人権作品コンクール》

作文や作品の応募依頼のための学校訪問や、応募された作文等の審査を行います。

（人権作文、ポスター、書道、標語）

### （3）定例会への出席

毎月第1木曜日の午前中に、名古屋法務局豊田支局で定例会が行われます。

委員相互の情報交換や勉強会を行います。

### （4）部会活動

こども人権委員会、研修部など6つの部会があり、いずれかに所属し、各部会の方針に基づき啓発活動、研修、協議会の運営を行います。

### （5）研修

人権擁護委員としての職務執行に必要な知識を習得すること等を目的とした各種研修があります。（委嘱時研修、第一次研修、第二次研修等）。

### 3 人権擁護委員の委嘱までの流れ

- ①法務局より推薦依頼があります。
- ②市民相談課で、任期満了を迎える委員に継続意思の確認をします。
- ③地区区長会長に退任か継続かをお知らせします。
- ④**退任の場合は新しい委員候補者の方の推薦書を、継続の場合は現委員の方の推薦書を地区区長会長名でご提出をお願いします。**
- ⑤市民相談課が、新しい委員候補者の方、継続委員の方から承諾書を提出していただきます。
- ⑥市議会で同意を得ます。
- ⑦市民相談課から法務局へ推薦書を提出します。
- ⑧法務大臣から委嘱します。

～スケジュールの目安～

(4月就任)

|   | 5月      | 6月～ | 8月    | 9月   | 12月～       |
|---|---------|-----|-------|------|------------|
| 区 |         | 人選  | 推薦    |      |            |
| 市 | 区長会長へ依頼 |     | 推薦書受理 | 議案提出 | 12月議会・国に推薦 |

(10月就任)

|   | 11月     | 12月～ | 2月    | 3月   | 6月～       |
|---|---------|------|-------|------|-----------|
| 区 |         | 人選   | 推薦    |      |           |
| 市 | 区長会長へ依頼 |      | 推薦書受理 | 議案提出 | 6月議会・国に推薦 |

### 4 依頼事項

《令和9年3月末で任期満了を迎える委員》 ※就任は令和9年4月1日

#### (1) 現委員が継続される地区（豊南、若林地区）

現委員が継続していただくことになりましたので、**令和8年6月30日までに推薦書の提出をお願いします。**

#### (2) 現委員が退任される地区（逢妻、益富、猿投台、井郷、石野地区）

現委員が退任されるとのことでしたので、**令和8年8月20日までに候補者を選任いただき、推薦書の提出をお願いします。**

《令和9年9月末で任期満了を迎える委員》 ※就任は令和9年10月1日

**浄水、朝日丘、高橋、美里、上郷、足助2名、稲武地区**の人権擁護委員に継続意思の確認をし、11月頃に該当する地区区長会長へご連絡します。

※現委員が継続される場合、**令和8年12月25日までに推薦書の提出をお願いします。**

※現委員が退任される場合、**令和9年2月19日までに候補者を選任いただき、推薦書の提出をお願いします。**

令和8年6月3日

自治区長 様

豊田市交通安全市民会議  
会 長 高 村 伸 一愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者  
等の推薦について（依頼）

平素は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日頃地域の交通事  
故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰を行っております。  
つきましては、下記により候補者を御推薦いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 表彰名           ・愛知県交通安全推進協議会会長感謝状  
                  ・豊田市交通安全グリーン功労章
- 2 対象者           別紙「推薦の基準について」を参照してください。
- 3 推薦方法       別紙、推薦書を**地区区長会長**へ提出してください。  
                  （様式の地区名・地区区長会長名は記入しないでください。）
- 4 推薦期限       **地区区長会長が定めた日まで**  
                  ※参考 地区区長会長は各地区の分を取りまとめ、**1名・1団体を選定  
                  のうえ、8月26日（水）までに市民会議事務局へ提出するこ  
                  とになっています。**
- 5 選考結果       それぞれの推薦基準と要領に照らし、決定します。  
                  選考結果は、県の結果通知が届き次第（12月下旬頃）本人及び  
                  推薦者へ通知します。
- 6 表彰式           それぞれ次のように予定しています。  
                  ・愛知県交通安全推進協議会表彰式  
                  …令和9年1月14日（木）交通安全県民大会  
                  ・豊田市交通安全グリーン功労章表彰式  
                  …令和9年1月30日（土）交通安全市民大会
- 7 問合せ先       豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所交通安全防犯課内）  
                  担当：清水、高橋  
                  電話：0565-34-6633      FAX：0565-32-3794

## 推薦の基準について

### 愛知県交通安全推進協議会会長感謝状推薦基準

#### 1 民間街頭活動協力者（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体に所属する者以外の者であって、令和7年中、**本来の職務**（※1）によらないで、地域において他に率先して積極的に街頭活動を行い、人格及び公共奉仕の精神に優れていると認められ、過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けたことのない者で以下のいずれかの要件に該当する者

- (1) 園児、児童及び生徒の通学（園）時の交通安全指導、誘導
- (2) 街頭交通指導又は交通立番
- (3) 街頭交通安全広報又は交通安全啓発活動
- (4) その他街頭における交通安全のための活動  
(例) 自転車の街頭点検・交通教室・交通訓練・道路パトロールなど

#### 2 優良交通安全団体（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体以外の団体であって、豊田市内におけるボランティア団体、地域組織及び事業所等の各種団体や組織で、以下の全ての要件に該当する団体

ただし、国及び地方公共団体の機関（市町村、県事務所等）は除く。

- (1) 交通安全県民運動等に積極的に参加し、地域の交通安全活動に貢献したこと
- (2) 団体の構成員の中に、少なくとも過去1年以内、自らが第一当事者となった交通死亡事故又は多数の負傷者を出すなどの重大事故を引き起こした者がいないこと
- (3) 過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けていないこと

### 豊田市交通安全グリーン功労章要領

#### 1 趣旨

交通事故の撲滅を目的として、地域や職域における交通安全活動の功績を顕彰するとともに、将来における自主的及び積極的な交通安全活動の伸長を図る。

#### 2 表彰対象

表彰対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、その活動が個人**本来の職務**（※1）であるもの、又は過去5年間にこの表彰を受けたものを除く。

- (1) 豊田市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）が実施する交通安全事業の推進に対し、多大な貢献をしたもの。
- (2) 地域、職域等において、交通安全事業を活発に展開し、その功績が顕著なもの。
- (3) その他交通安全に関し功績が顕著であると会長が認めたもの。

### 3 受章資格

豊田市内に在住、在勤若しくは在学する個人、又は豊田市で活動をする団体。

### 4 表彰

表彰は、市民会議会長が行う。

### 5 選考方法

被表彰者の選考は、推薦書類に基づき、市民会議企画部会が行う。

### 6 推薦

- (1) 被表彰候補者を推薦しようとする推薦者は、市民会議会長が必要と認める推薦書類を、所定の期日までに、市民会議事務局へ提出しなければならない。
- (2) 推薦者は、市民会議加盟団体の長及び自治区長とする。

### 7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

※1「本来の職務」とは、職業（生活手段）としての交通安全活動を指し、推薦の対象にはなりません。報酬を受けないボランティア活動や一定の報酬があっても、職業ではない場合は、推薦の対象となります。

【対象外の例】豊田市交通指導員、市職員、警察、学校及び教師など

#### 【留意事項】

- 1 地域において他に率先して交通安全推進のための活動を**5年以上**行っている個人又は団体を推薦してください。合併地区にあっては、合併前の年数も通算可。
- 2 **本人の承諾を得て**推薦してください。
- 3 推薦された候補者は、県及び市の表彰候補となりますが、推薦限度人数などの関係により県への推薦ができない場合があります。特に**団体推薦については、県の推薦基準「2優良交通安全団体」をよくお読みください。**

提出用

(県交推協・市民会議表彰)

# 交通安全功労者推薦書

令和8年 月 日

豊田市交通安全市民会議会長 様

|         |    |
|---------|----|
| 地区名     | 地区 |
| 地区区長会長名 |    |

次の者(団体)を交通安全功労者(団体)として推薦します。

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 推薦者 | 自治区名 |  |
|     | 区長名  |  |

|   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| 1 | 住所<br>(団体の場合は連絡先)  | 〒<br><br>(電話 - )   |
| 2 | 氏名<br>(団体の場合はその名称) | (ふりがな)<br><br>(生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日)<br>※賞状作成のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。 |
| 3 | 職業<br>(団体の場合は代表者名) | ふりがな(代表者の場合)<br><br>(生年月日(代表者の場合) 大・昭・平 年 月 日)                                 |
| 4 | 推薦理由<br>功績         | 活動開始年 年から 団体規模(団体のみ) 人   |
| 5 | 表彰歴                |  |

- \* 交通安全推進のための活動を5年以上行っている個人又は団体を推薦してください。
- \* 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)
- \* 賞状作成の名前確認のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。
- \* **推薦書の流れ** 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課
- \* 地区区長会長は令和8年8月26日(水)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ提出してください。

【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当：清水、高橋 Tel.34-6633

※「愛知県交通安全推進協議会長感謝状」及び「豊田市交通安全グリーン功労章」の推薦書を兼ねています

記入例

(県交推協・市民会議表彰)

## 交通安全功労者推薦書

令和8年 ○月 ○日

豊田市交通安全市民会議会長 様

地区区長会長が署名  
をしてください

手書き・パソコン入力  
どちらでも結構です。

次の者(団体  
として推薦しま

|         |    |
|---------|----|
| 地区名     | 地区 |
| 地区区長会長名 |    |

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 推薦者 | 自治区名 | ○ ○ 町   |
|     | 区長名  | ○ ○ ○ ○ |

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 住所<br>(団体の場合は<br>連絡先)  | 〒○○○-○○○○<br>豊田市○○町○○番地<br>( 電話 ○○-○○○○ )   |
| 2 | 氏名<br>(団体の場合は<br>その名称) | (ふりがな) ころも いっぺい<br>挙母 一平<br>(生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日)<br>※賞状作成のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。  |
| 3 | 職業<br>(団体の場合は<br>代表者名) | 農業  |
| 4 | 推薦理由<br>功績             | 活動開始年 平成10年から 団体規模(団体のみ) 人<br>1 ○○年にわたり、○○交差点に毎朝1時間立番し、児童・生徒の交通安全指導を行った。<br>2 ○○年にわたり、○○町△△交差点で通勤時間帯に朝夕立番し、一般通行者の交通安全指導を行った。<br>3 交通安全市民運動期間中、街頭に立ち、積極的な啓発活動に努めた。<br>これらの活動を通じて、地域全体の交通安全思想の高揚を図り、交通事故防止に尽くした功績は極めて大きい。 |
| 5 | 表彰歴                    | 無し  |

- \* 交通安全推進のための活動を5年以上行っている個人又は団体を推薦してください。
- \* 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)
- \* 賞状作成の名前確認のため、住民基本台帳の閲覧をさせていただきます。
- \* 推薦書の流れ 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課
- \* 地区区長会長は令和8年8月26日(水)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ提出してください。

【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当：清水、高橋 Tel 34-6633

令和8年5月27日

自治区長 様

農業振興課長 鶴田 真太郎

**野生動物相談窓口の開設について（情報提供）**

日頃は豊田市農政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和8年6月1日に新たに「野生動物相談窓口」を開設いたします。これまでどこに相談すれば良いか分からなかった野生鳥獣等の問題について、適切な担当部署へ繋ぐ窓口として運用してまいります。

つきましては、概要資料及びチラシを下記のとおり配布いたしますので、貴自治区長におかれましては、ご承知おきください。

## 記

- 配布物
- ・野生動物相談窓口の開設について
  - ・チラシ（野生動物の「困った！」）

## 【問い合わせ先】

豊田市 産業部 農業振興課

農村担当 中野、安藤

電 話 0565-34-6785（直通）

FAX 0565-33-8149

メールアドレス nougyou@city.toyota.aichi.jp

## 野生動物相談窓口の開設について

### 1 現状と課題

- ・野生動物の生息数や生息域が拡大しており、それに伴って農作物被害や生活環境への影響が増加している。
- ・野生動物への対応は複数の部署が個別に行っているため、市民にとっては相談先が分かりにくい状況となっている。

### 2 開設の目的

- (1) 相談・通報の一元化による住民サービスの向上
  - ・住民が「どこに相談すればよいか分からない」状態を解消
  - ・被害相談、目撃情報などを一つの窓口で受け付け、適切な対応につなげる
- (2) 庁内の調整機能を強化し、対応を効率化
  - ・複数部署にまたがる課題を総合的に調整
- (3) 迅速な初動対応と危機管理体制の強化
  - ・クマやイノシシなど危険性の高い野生動物の出没時の即時対応
  - ・関係部署との連絡体制を整理
- (4) 野生鳥獣対策の専門性・知見を蓄積
  - ・被害状況、出没傾向などの情報を集約し、分析に活用
- (5) 地域ぐるみの被害防止対策を推進
  - ・普及啓発や研修会の企画・実施、地域住民への支援

### 3 開設予定日

令和8年6月1日(月) 午前8時30分から

### 4 運営体制

農業振興課農村担当内に設置し、野生動物の相談に応じる。担当課が分からない市民からの相談や通報をまとめて受け付け、必要に応じて関係部署へ速やかに引き継ぐ。

- (1) 電話及び窓口受付  
受付時間：市役所開庁時間（平日午前8時30分～午後5時15分）  
閉庁時の緊急対応：警備室から関係課へ連絡
- (2) WEB受付（あいち電子申請システム、課宛てインターネットメール）  
受付時間：24時間受付 ※翌開庁日に確認
- (3) 情報の集約  
kintoneによる相談記録簿の活用

# 野生動物の「困った！」



自分で捕まえてもいいの？

畑を荒らされてしまった…

家の前に死骸がある！

どこに聞いたらいいの？



**相談先に迷ったときはこちらまで！**  
解決が難しい場合もありますが、まずご連絡ください。

豊田市 野生動物相談窓口

 **0565-34-6785**

電話受付時間：(平日) 午前8時30分～午後5時15分まで

WEBからも相談できます！



豊田市農業振興課

令和8年5月27日

自治区長 各位

豊田市長 太田 稔彦  
(公印省略)

令和8年5月29日から運用される新しい防災気象情報の回覧について（依頼）

日頃は、当市の防災行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和8年5月29日から、気象庁等から発表される防災気象情報の運用が変わりました。つきましては、変更内容や避難行動を広く住民に周知するため下記のとおり依頼します。

## 記

### 1 依頼内容

全自治区に対する周知・回覧

### 2 回覧物

別添「【回覧用】令和8年5月29日から防災気象情報が変わります」

### 3 その他

今回の変更では、気象庁等が発表する防災気象情報のみとなっており、市が発令する避難情報や住民のみなさまの避難行動等の取扱いに変更はありません。

連絡先 地域活躍部 防災対策課 計画運用担当  
電 話 0565-34-6750  
FAX 0565-34-6048

令和8年5月29日から

回覧

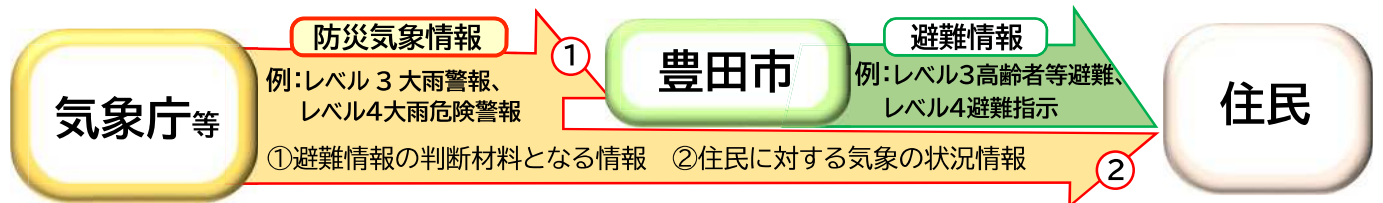
# 防災気象情報が変わります

## 避難のタイミングは レベルで判断!



防災気象情報って何？ 避難情報とは違うの？

「防災気象情報」は、気象庁等が発表する「注意報」や「警報」などの気象等に関する情報



気象庁等から防災気象情報(例: レベル3大雨警報)が発表されたからといって、豊田市から同じレベルの避難情報(レベル3: 高齢者等避難)が発令されるとは限りません。

## どう変わった？

気象庁等が発表する新たな防災気象情報(令和8年5月29日から)

| 対象       | 指定河川(矢作川)   | 豊田市東部/豊田市西部 | 豊田市東部/豊田市西部   |
|----------|-------------|-------------|---------------|
|          | 河川氾濫        | 大雨          | 土砂災害          |
| 警戒レベル5相当 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 |
| 警戒レベル4相当 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 |
| 警戒レベル3相当 | レベル3 氾濫警報   | レベル3 大雨警報   | レベル3 土砂災害警報   |
| 警戒レベル2   | レベル2 氾濫注意報  | レベル2 大雨注意報  | レベル2 土砂災害注意報  |
| 警戒レベル1   | 早期注意情報      |             |               |

※豊田市東部…旭、足助、稲武、下山 / 豊田市西部…豊田、藤岡、小原

詳しい内容はコチラ>  
(気象庁ホームページ)



### 主な変更点

- 警報や注意報などの情報名にレベルと数字が付記されます  
(例)【旧】「大雨警報」  
→【新】「レベル3大雨警報」
- 警戒レベル4相当の情報は、「危険警報」として発表されます  
(例)【旧】「土砂市災害警戒情報」  
→【新】「レベル4土砂災害危険警報」

※左表にない暴風、大雪などに関する防災気象情報の取扱いに変更はありません。(レベルなし)

警戒レベル、とるべき避難行動、情報の取得方法は裏面をご確認ください。



自治会・町内会運営支援システム

confidential



CHIKUWA!  
チクワッ



## 自治区長様向けご紹介資料



[本社]  
〒450-0003  
名古屋市中村区名駅南2丁目14-19住友生命名古屋ビル5階  
TEL:052-485-7870FAX:050-3606-4443

[東京事務所]  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3 やまとビル8F

0

Confidential

### 会社概要



|       |   |
|-------|---|
| 社名    | スパイラルローカス株式会社 (英文名:SPIRAL LOCAS Inc.)               |
| 創業    | 2007年1月(2026年2月商号変更)                                |
| 本社    | 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5F                       |
| 東京事務所 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3 やまとビル8F                            |
| 代表    | 代表取締役 中島秀典  |
| 資本金   | 7,500万円   |
| 各種認定  | 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度認証<br>プライバシーマーク認定事業所 |

**地域の連携を加速するシステム** 自治体を中心に地域がつながる

Locas (Local Connections Accelerate System)

複数のサービスマインナーで各地域の情報発信ニーズにお応えします。





情報共有ソリューションで  
誰もが居場所を  
感じられる  
地域を支える

1

## CHIKUWA! (チクワッ) とは

「CHIKUWA!」は自治体と自治区と一緒に使えるシステムです。  
地域全体で自治区運営のデジタル化をサポートします。

導入前

従来の運営

アナログすぎて参加が煩わしい

導入後

地区 DX で快適なつながりを

DX で快適なつながりへ

2

2

## デジタル化で変わること

「CHIKUWA!」を活用することで、紙の回覧で起こる不安が解消されます。

導入前

- 1 紙の回覧を回すのが大変

  - ・ 所定場所からの回収
  - ・ 各班や世帯への配布
- 2 回覧後は見返せない

回覧しても見返せるように写真を撮って保存
- 3 届くのにかかる時間がかかる

紙の回覧が届く頃には期限切れ...

導入後

- 1 回覧業務の負担が軽減される

自治体から直接、自治会員のアプリに情報が届く
- 2 いつでも何度でも確認できる

アプリだから家にいなくてもすぐに見返せる
- 3 誰もがすぐに受け取れる

アプリに情報がすぐに届くから安心

3

3

Confidential

## 主な機能

「CHIKUWA!」は自治区の情報の共有ができるアプリです。  
目的ごとに機能を分けて、簡単に使えます。



**CHIKUWA!**  
チクワッ

回覧板

**連絡を受け取る**



相談グループ

**関係者で相談する**



共有資料

**資料を保管する**



4

4

まずは、ここから

< 基本的な使い方 >

# 受け取るだけ

5

5

**主な機能** Confidential

**自治区長の皆様は連絡をアプリで受け取るだけ！** 

**回覧板**

連絡を受け取る



CHIKUWA!  
チクワ

**相談グループ**

関係者で相談する



**共有資料**

資料を保管する



6

6

**なぜ受け取るだけで良いの？** Confidential

これまでの紙や電話での連絡が、アプリでタイムリーに共有されます。

発信者

自治体

自治体から

自治区代表者

お知らせA

班長

自治区内

お知らせB

**自治体から自治会役員への連絡手段に利用できます！**

7

7

Confidential

## 受け取った回覧板を見よう

**回覧板**      アプリのホーム画面の「回覧板」から、受け取った情報を簡単に見ることができます。

8

8

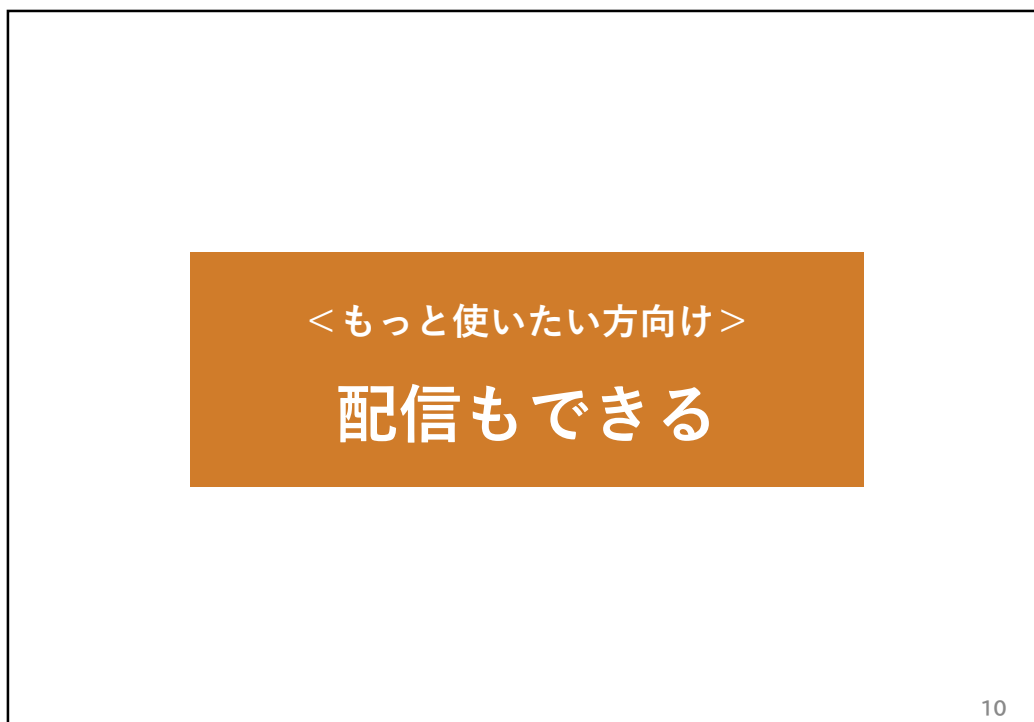
Confidential

## 行事の出欠確認も「回覧板」でできる

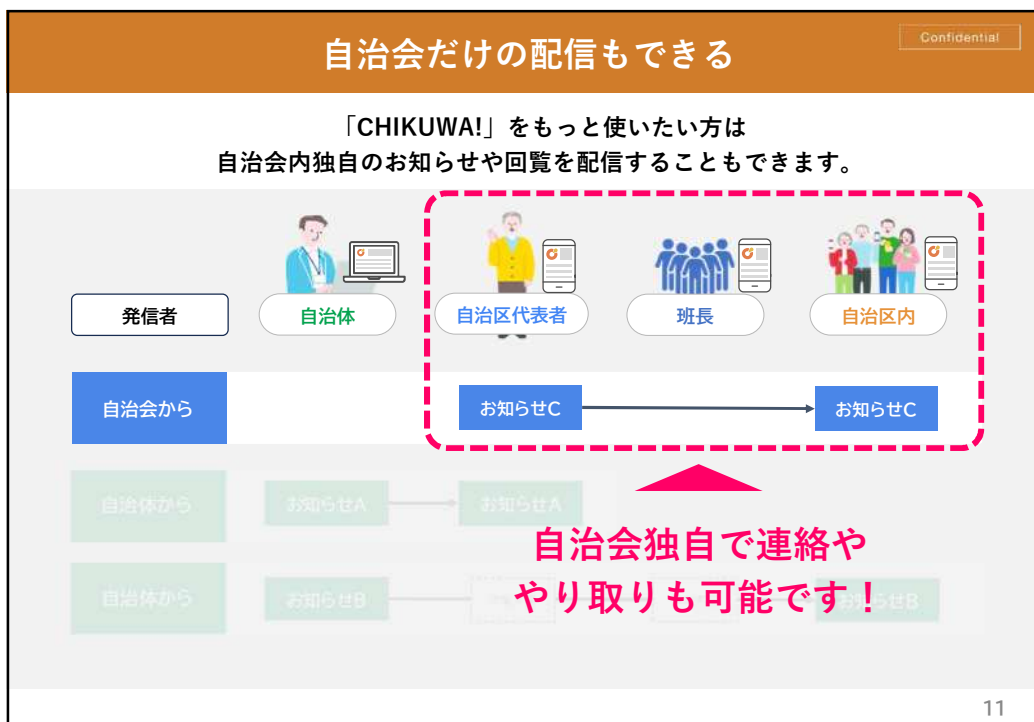
**回覧板**      総会やイベントの参加確認も「回覧板」の記事から簡単に回答することができます。

9

9



10



11



12

## 配信におけるCHIKUWA!の特長

Confidential

自治会内独自の配信においても便利な特長を備えています。

**CHIKUWA!**  
チクワッ

- メッセージは何通でも送り放題**  
Illustration of a person sending multiple messages. A pink circle with a yen sign (¥) indicates no additional charges.
- コメントや返信ができる**  
Illustration of a person replying to a message. Example text: 「総会は息子が参加します。」 「都合悪く、参加出来ません。」
- 多言語に自動翻訳できる**  
Illustration of a person sending a message. Example messages: Hello, 你好, 안녕하세요.

13

13

メッセージは送り放題だから… **タイムリーな配信ができる** Confidential

紙による回覧板ではできない即時の配信が可能です。



**回覧板**

明日のお祭りは暑さ対策を忘れずに

町内会打ち合わせはハンコ持参で

今日のグランドゴルフ大会は雨で中止



スマホでメッセージを打つだけでカンタン



14

14

コメントや返信ができるから… **その場ですぐにやり取りできる** Confidential

「CHIKUWA!」の回覧板には、直接コメントや返信をすることができます。



**回覧板**

山元 剛

コメントを返信できる

行事の出欠回答も可能

回覧板を誰が既読・未読かも確認できる



LINE公式アカウントの場合、コメントややり取りができない。



※回覧記事ごとにコメント機能のあり/なしの切り替えができます。

15

15

多言語に自動翻訳できるから… 外国籍の住民への連絡も安心 Confidential

日本語以外の12言語に自動翻訳され、アプリでいつでも切り替えが可能です。

**CHIKUWA!** 回覧板

言語選択

- 日本語
- 英語
- 韓国語
- 中国語

決定

日本語 (標準)

近畿川の若大船付近の工  
事について

2025年04月17日

英語

Regarding  
construction work  
near the new Sakai  
River bridge

2025-04-17 10:22

韓国語

사카이대교의 신유지서 부근  
의 공사에 대해서

2025년 04월 17일 10:22

中国語 (简体)

关于新筑川大桥附近施  
工

2025年04月17日 10:22

**対応言語**

英語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語(繁体)、中国語(简体)、  
スペイン語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、ヒンディー語

※相談グループは自動翻訳の対象外です。

16

16

その他の機能

17

17

**その他の機能** Confidential

「CHIKUWA!」には以下のような機能もあります。

**相談グループ**

**関係者で相談する**  
特定のメンバーのみで情報共有できる掲示板機能。日程の調整や疑問点の確認などが行えます。

総会の日程について




**共有資料**

**資料を保管する**  
組織規程、自治会員への配布物など良く使うファイルは共有フォルダに格納しておくことができます。




**集金補助** オプション

会費のオンライン決済で集金における双方の負担を軽減



オンライン決済

**安否確認伝言板** オプション

自治会・町内会の安否確認を迅速化し、発災時の共助体制を強化



安否確認      安否回答

**リンク集**

**地域カレンダー**



18

18

<もっと使いたい方向け>

**LINEとの比較**

19

19

Confidential

## 記事ごとだから見やすい・探しやすい

「CHIKUWA!」のメッセージは記事単位で表示されるので見やすく、  
さらに記事を検索もできるので探しやすいです。











やり取りが次の投稿で流れてしまう。

連絡するグループが別々で探しにくい。

20

20

Confidential

## 何通送っても費用がかからない

「CHIKUWA!」は閲覧板のメッセージ配信に対して費用は発生しません。  
また、自治体からのメッセージも町内会単独のメッセージも同じ画面で確認できます。









- ・自治体とやり取りできる
- ・自治体から直接会員へ送れる
- ・メッセージは何通送っても費用は発生しない
- ・メッセージへのコメントや返信も可能

町内会単独のメッセージ

自治体からのメッセージ

どちらの配信内容も同じ画面で見ることができる

理事間のやりとりは **LINEグループ**、  
会員への情報配信は **公式アカウント**、  
という運用が一般的

▼

LINE公式アカウントの場合

無料アカウントは月に200通までしか送れない  
※100人×2回=200通

管理者と全会員間のコメント返信ができない

21

21

LINEグループの場合 **個人アカウントが繋がる心配がない** Confidential

「CHIKUWA!」の登録に電話番号は不要です。  
普段使いのLINEの連絡先を他人に知られるリスクもありません。







CHIKUWA!に登録しても、LINEグループのように個人アカウントで繋がってしまうような心配はありません。  
※電話番号を登録できるようにすることも可能です。



LINEグループに参加すると参加者全員と個人的に繋がってしまう。

添付ファイルが1か月で削除されてしまう。

全会員とLINEグループで繋がれようとする

普段使っているLINEの個人アカウントを知られたくない...



22

22



活用事例

23

23

Confidential

### 活用効果①：コストが大幅に削減

紙代や印刷費用などのコストの大幅な削減に繋がっています。

**稗田町内会様の場合**

**導入前** 理事会のたびに役員10名分で約20ページの資料を印刷し、年に一度の総会では、30ページの資料を200名分を印刷して準備。

**導入後** 資料をアプリ上で共有できるようになり、紙のコストが削減。市役所から届く紙資料も、データ化してアプリで共有することで、配布用の印刷コストが不要に。

**富士見学区自治連合会様の場合**

**導入前** 月に10回程度、大津市から36学区(連合会)へ平均50枚の資料が届き、それを各世帯分印刷。また、役員引継ぎ時には膨大な紙資料を印刷。

**導入後** 紙が不要になったため、年間約15万円かかっていたコピー機リースを解約。自治会館にプリンタを購入し、設置(購入費約10万円)。初年度から約5万円のコスト削減を実現。

24

24

Confidential

### 活用効果②：役員業務の負担が軽減

役員間における情報共有や自治会長の業務負担の軽減に繋がっています。

①相談グループで投稿、共有      ②自治会長から自治体に報告

**稗田町内会様の場合**

**導入前** ゴミ捨て場の問題や街灯の電球切れなど、町内会で発生する様々な課題は、月1回の定例会で共有されることが多く、リアルタイムで把握することが難しい。

**導入後** 「相談グループ」で現場の写真と併せて役員間で共有。投稿された情報をもとに市役所へ連絡するため、現場確認や情報整理の負担が軽減。

印刷・仕訳が不要に

**富士見学区自治連合会様の場合**

**導入前** 会合で受け取った資料を自治会長分・連合会長分・各自治会向けに仕分けして配布。これが年に10回あり、「役員になると仕事が増える」と感じる大きな要因に。

**導入後** 上位組織からの回覧物がアプリで共有できるようになり、印刷・仕分け・配布の作業がほとんど不要に。月に数時間の作業が解消され、役員の業務負担が7割ほど削減。

25

25

Confidential

### 活用効果③:情報伝達が迅速に

デジタル化によって迅速かつ確実な情報共有に繋がっています。

**稗田町内会様の場合**

**導入前**  
役員同士の連絡は電話や紙回覧が中心だったため、急な予定変更の共有が困難。実際に、夏祭りが当日中止になった際の連絡も十分に行き届かなかったことも。

**導入後**  
緊急連絡も確実に伝達できるようになり、「伝わらない不安」が解消されました。

**富士見学区自治連合会様の場合**

**導入前**  
共働き家庭の多い地域では、回覧板が回るのに2～3週間かかっていた。また、回したら手元に情報が残らないという不便さも。

**導入後**  
回覧を回す行為が不要になり、情報はアプリを通じて全世帯へ同時に届けられるように。世帯構成によるタイムラグも以前より減ってきている。

26